

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年3月19日)

【件名】

- 「シン・子育て王国とっとり計画」の策定について（子育て王国課）・・・2
- 国の保育士配置基準見直しの概要と本県の対応について
（子育て王国課）・・・4
- 令和5年度に実施した児童福祉行政指導監査の結果について
（家庭支援課）・・・5
- 鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）に係るパブリックコメントの実施結果について
（家庭支援課）・・・7
- 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について
（子ども発達支援課）・・・9

子ども家庭部

「シン・子育て王国とっとり計画」の策定について

令和6年3月19日
子育て王国課

第5回子育て王国とっとり会議の意見を踏まえ、「シン・子育て王国とっとり計画」の最終案を別紙のとおりとしましたので、報告します。

1 令和5年度第5回子育て王国とっとり会議の意見と計画案への反映状況

- (1) 会議開催方法 書面開催（3月6日～13日に意見照会）
 (2) 議 題 「シン・子育て王国とっとり計画（案）」について
 子ども・子育て施策を一体的に推進する「シン・子育て王国とっとり計画」の策定に向けて、第4回会議及び鳥取県青少年問題協議会からの意見を反映した計画案について意見を伺った。

【主な意見と計画案への反映状況】

意見概要	計画案への反映状況	計画の頁/ 項目
○「はじめに、基本的方針、推進体制」の部分について		
計画の見直しを毎年度行うとされているが、5年の計画としては見直す期間が短すぎて、計画の軸がぶれてしまわないか。	【反映しない】毎年度の計画の見直しは、施策の実施状況の点検や子ども等から継続して意見を聴き、必要に応じて計画の部分修正を行うもの。抜本的な見直しは、5年間の実施状況・評価を踏まえて行うこととしている。	P2/ 2(4)
「子育て支援者」の定義をある程度明確にしておいたほうが良い。	【反映する】以下説明を脚注に記載 子育てを経験された方が、個人で子育て支援事業を起業される事例があり、子育て中の方の支えとなっている。	P2/ 3(1)
○「子どものライフステージに応じた切れ目のない支援」について		
学童期・思春期の取組に「基本的な生活習慣の形成」があるが、幼児期までの取組にも、基本的な生活習慣の自立の内容が必要ではないか。	【反映する】「幼児期までの子どもの育ちに必要な豊かな「遊びと経験」の項目に、「 <u>基本的な生活習慣の確立と共に主体的に物事を判断し、行動する力を育成する</u> 」と記載。	P7/ 4(2)②ウ
幼児期の取組として、「主体的に物事を判断し、行動する力を育成すること」を盛り込んではどうか。		
幼児期までの子どもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」の部分で、「同年齢や異年齢、障がいの有無に関わらず活動を推進する」とあるが、障がいだけではなく、国籍の違いなどもあるのではないか。	【反映する】「同年齢や異年齢、障がいの有無や国籍の違い等に関わらず活動を推進する」と記載。	同上
「子ども・若者が権利の主体であること」の理解促進について、意識を高めるだけでなく、その権利を行使する機会を伝えることも含めての理解促進であると思うので、具体的施策として「主権者教育」を推進することを取組の方向性に追記してはどうか。	【反映する】「子どもの権利条約等で示されているような「権利の主体」意識を育てる学習や主権者教育などを推進する。」と記載。	P9/ 4(3)①ウ
放課後等デイサービスが不足している問題があるので、子どもの居場所づくりの部分で触れておくべきではないか。	【反映する】「子どもの居場所づくり」の項目に「放課後児童クラブの受け皿が不十分な市町村や放課後等デイサービスを実施する事業所等の施設整備を支援するとともに、研修等の実施により職員の資質向上を図る」と記載。	P13/ 4(3)③
○「子育て当事者への支援」について		
病児・病後児保育の充実が必要だが、子どもが病気の時ぐらい家族の大人が休んであげられるような社会になってほしい。	【反映する】「安心して子育てできる就労環境の整備」の項目に「国の育児と仕事の両立支援策と併せて、男女問わず子育てしやすい職場環境整備を支援する」と記載。	P24/ 5(3)②

2 今後の予定

第5回会議の意見を反映した計画の最終案（別紙）をもとに、今年度中に計画策定を行う。

【参考】子育て王国とっとり会議の概要

- 1 設置根拠 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第12条
- 2 設置時期 平成26年5月26日
- 3 所掌事務
 - (1) 子育て王国とっとり条例関係
 - ① 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
 - ② 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
 - ③ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
 - (2) 子ども・子育て支援法関係
 - ① 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
 - ② 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 4 委員構成（任期：令和6年9月4日まで）

分野		所属等	氏名
学識経験者		鳥取大学地域学部教授	鈴木 慎一郎
		鳥取短期大学教授	近藤 剛
公募委員		自営業	津村 雄一
		フリーアナウンサー	濱井 丈栄
子育て中の方		鳥取県PTA協議会評議委員	徳田 めぐみ
他県から移住された方		八頭町地域おこし協力隊 (八頭町商工観光室)	中村 聡志
結婚・子育てなど若者のライフプランの形成支援に取り組まれている方		(株)そうだんひろば代表取締役 (ファイナンシャル・プランナー)	伊木 恭憲
地域で子育て支援に取り組まれている方	児童館関係・子どもの貧困対策	倉吉はばたき人権文化センター所長	山下 千之
児童福祉	保育所	浜坂保育園園長	小嶋 美恵子
	母子生活支援施設	米子聖園コスモス施設長	本城 貴子
	認定こども園	認定こども園ひかりこども園園長	久野 芳枝
保健・医療	医師(小児科)	石井小児科クリニック	石井 祥子
	歯科医	岸本歯科医院医院長 (鳥取県歯科医師会理事)	岸本 匡史
教育	幼稚園	かもめ幼稚園園長	小早川 君子
	家庭教育	児童書を楽しむ会つくしんぼ代表	山田 節子
産業		公益社団法人日本青年会議所 中国地区鳥取ブロック協議会会長	伊東 英知郎
労働		社会保険労務士	川崎 古春
結婚支援をされている方		結婚サロンアプローズ代表	禮場 夏江
市町村		鳥取市健康こども部こども家庭局 幼児保育課課長	濱田 寿之
		米子市こども総本部こども相談課係長	小林 悠
若者（とっとり若者活躍局）		鳥取大学地域学部2年	井上 柊
		公立鳥取環境大学経営学部3年	藤原 洋希
		(株)週末住人	松浦 生
		社会人	齋鹿 梨也

国の保育士配置基準見直しの概要と本県の対応について

令和6年3月19日

子育て王国課

令和6年度から国の保育士配置基準が見直されることとなったため、その概要と本県の対応方針について報告します。

1 国の保育士配置基準見直しの概要

- ・保育士一人当たりの児童数について、3歳児の配置基準を20対1から15対1に見直すとともに、4・5歳児の配置基準を30対1から25対1に見直す。
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等が改正され、令和6年4月1日に施行される。
- ・保育士不足を抱える現場に混乱が生じないように、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設定する。
- ・運営費については、新たに公定価格上の加算措置を設け、4～5歳児の30:1の配置に要する経費と25:1の配置に要する経費との差額を加算する。
- ・なお、3歳児については平成27年度に加算制度創設済みである。

2 本県の対応

- ・本県の保育士配置基準は国基準に従って条例で定めているところであり、この度の国基準の改正に伴って改正が必要となる県条例及び改正内容を精査中。
- ・県基準改正を遅滞なく4月1日施行とするため、内容が整い次第、条例を改正する（専決）。

3 その他

- ・令和5年12月に国が取りまとめた「こども未来戦略」において、1歳児についても保育士配置基準を6:1から5:1に見直すことが盛り込まれたものの、令和7年度以降に実施が見送られた。
- ・本県では国に先駆けて1歳児を4.5:1に手厚く配置できる独自事業を平成14年度から実施してきているところであり、早期に見直しが行われるよう引き続き国に求めていく。

(参考) 令和6年度以降の国の職員配置基準（児童数：保育士数）と県の加配制度

区分	配置基準	県の加配制度で可能となる配置基準
0歳児	3:1	—
1歳児	6:1	4.5:1 ※H14以降、1歳児について単県制度により4.5:1となるよう市町村を支援
2歳児	6:1	—
3歳児	15:1(20:1) ※カッコ内は従前の国基準	— (※H25～H26、単県制度により15:1となるよう市町村を支援。H27以降は国加算制度へ移行)
4・5歳児	25:1(30:1)	—

令和5年度に実施した児童福祉行政指導監査の結果について

令和6年3月19日
家庭支援課

令和5年度に実施した県内に設置する乳児院や児童養護施設等を対象とした児童福祉行政指導監査（以下、「指導監査」という。）の指摘内容等について、その結果を報告します。

1 指導監査の概要

- ・県内の乳児院（2施設）、児童養護施設（5施設）、児童心理治療施設（1施設）、児童自立支援施設（1施設）、母子生活支援施設（5施設）及び児童家庭支援センター（3施設）の計17施設に対し、指導監査を実施した。
- ・指導監査では、「経理事務等をはじめとする適切な事務処理の実施」、「入所者に対する適切な支援体制及び支援内容の充実」等を主な着眼点とし、施設運営全般について、適切な運営が確保されているか、実地にて指導監査を実施した。
- ・各施設の指導監査結果の内容は、令和6年3月下旬に、家庭支援課のホームページ上で公開する。

2 指導監査の結果

（1）文書指摘を行った施設

- ・監査対象施設17施設のうち、文書指摘があった施設は9施設であり、経理事務に関する指摘を行った施設は8施設、入所者の適切な支援体制等に関する指摘を行った施設は1施設であった。
- ・経理事務に関する指摘内容は、計算書類に必要な記載が漏れている又は誤った記載内容が記載されている、各書類において一致すべき計上数値が不一致となっている等の内容であった。
- ・いずれの指摘内容も施設側の認識違いや確認不足により、計算書類上、不具合が生じている内容であり、修正可能な内容は修正を指導し、本年度以降の指導監査で、再度の指摘とならないよう適切な経理事務等の実施を行うよう指導を行った。

（2）重点指導が必要な施設（入所者に対する適切な支援体制等に改善を要すると指摘した施設）

- ・令和5年11月17日、社会福祉法人光徳子供学園が運営する児童養護施設「光徳子供学園」の指導監査を実施し、次のとおり入所者に対する適切な支援体制等に改善を要する指摘を行った。

<光徳子供学園に対する文書指摘の主な内容>

① 施設運営全般について

- ・入所児童に対する一貫した支援が実行できる体制の構築と人材育成も踏まえた体系的な施設運営が可能となる組織体制の見直しを図ること。

② 自立支援計画及び入所児童への処遇全般について

- ・自立支援計画の作成や支援検討のための施設内のケースカンファレンス等の充実を図り、施設全体のアセスメント力の向上を図ること。
- ・幹部職員主導の下、入所児童に対する支援上の課題や施設が抱える課題を改めて整理し直し、施設全体でその課題を把握すること。
- ・課題への対応状況は、自立支援計画見直しの機会等をとらえて点検実施を行い、児童相談所とも意思疎通を十分に図りながら、入所児童に対する支援を実施すること。

③ 苦情への対応及び意見表明機会の確保について

- ・児童が苦情を訴えたが、その後、児童が苦情を取下げた際の対応について、苦情の内容次第では、必要な調査等を実施し、その調査結果を踏まえた適切な対応を図ること。
- ・意見箱に白紙の意見が寄せられた際の対応について、職員に直接言えないことや入所児童からのSOSである可能性を踏まえ、白紙の意見であっても、入所児童個人や施設全体にフィードバックすることによって安心感を提供する等、入所児童が大切にされていると感じる体験を積み重ね、入所児童と施設との信頼関係の構築や自己肯定感の醸成につながるよう丁寧な対応を行うこと。

3 光徳子供学園の指導監査後の改善状況

令和6年1月12日、光徳子供学園から監査指摘に対する改善状況報告書を受取り、改善状況の実行状況を現地にて確認するため、令和6年2月16日、光徳子供学園に対する特別指導監査を実施した。

① 施設運営全般について

- ・組織的な対応を図る体制を構築するにあたっての具体的な今後の方針が明確ではない。
- ・外部の専門家を招いたケースカンファレンスは定期的実施されており、この取組自体は評価できるが、カンファレンスで議論された児童への支援等を確実に実行していくための施設内部での助言・指導体制が明確化されていない。
⇒施設運営の体制強化に関する組織見直し等、具体的な取組が確立できていない状況があり、引き続き、改善に取り組む必要がある。

② 自立支援計画及び入所児童への処遇全般について

- ・これまで自立支援計画策定時のみ計画内容を議論していた状況を改め、毎日の勤務交替時の引継ぎ時間（1時間程度）を活用し、計画策定に必要な入所児童の状況等を幹部職員も交えて議論し、その詳細をメモに残す取組を実行している。作成することが目的となっていた自立支援計画から、活用することを目的とした自立支援計画策定に転換していく取組が確認でき、一定の改善が認められた。
⇒自立支援計画策定に関する取組に関する改善は認められた。今後は、計画内容に定める具体的な支援内容を確実に実行していくことが求められる。

③ 苦情への対応及び意見表明機会の確保について

- ・令和6年1月、指導監査での指摘事例と同様に、意見箱に白紙の意見が寄せられていた事例があった。
- ・この事例に対しては、白紙の意見があった旨を記録に残し、気になる児童に声をかける等の対応が実施され、一定の改善が認められた。
- ・ただし、意見があった旨を全入所児童に周知する際の内容が、「白紙の意見であったため、意見はないものとして取り扱います」となっていた。職員に直接意見を言えないことや入所児童からのSOSである可能性を踏まえると、この周知内容では、児童にとっては、冷ややかな対応と受け止められる。
⇒児童の意見を聴く姿勢を伝えることや安心感を児童に提供することが重要であり、この事例への対応は、丁寧さに欠け、引き続き、改善に取り組む必要がある。

4 光徳子供学園への今後の対応

- ・光徳子供学園の施設運営改善に向けた取組を強化するため、引き続き、指導監査を通じた光徳子供学園の施設運営に対する指導を継続するとともに、令和6年度からは、施設と一緒に改善策等を検討・実施する職員を米子児童相談所に配置する。

鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)に係る
パブリックコメントの実施結果について

令和6年3月19日
家庭支援課

この度「鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画(仮称)」(以下「本計画」という。)の策定に当たり、素案に対するパブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

今回頂いた意見や本計画策定に係る検討会等の意見を踏まえ、令和6年3月中をめどに計画を策定する予定です。

1 募集期間

令和6年2月27日(火)から令和6年3月15日(金)まで

2 受付意見数

7件 内訳は下表のとおり

単位：件

郵送	ファクシミリ	電子メール	意見募集箱(県民参画協働課・総合事務所等)	電子申請サービス	計
0	3	0	0	4	7

3 主な意見と対応方針

	意見概要	対応方針	
1	DVやストーカーは警察の介入・連携が必要。犯罪行為には警察が関わると明記し、加害者への抑止と被害者への安心を伝えることが大切。	いただいたご意見を計画に記載します。	反映予定
2	支援の中にトランスジェンダーが含まれているようだが、トランスに関わらず、ジェンダーを理由にした人権侵害は人権問題として別に扱うのが妥当。同様に、外国人支援も、外国人支援の中で外国人女性を支援すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画においては、様々な疾病や障がい、年齢や経験、国籍や出自等に由来する、様々な差別や社会的排除に直面して困難や生きづらさを抱えている女性に対する支援の計画とし、「基本的な考え方」にその趣旨を記載しています。 ・外国人や性的マイノリティーの方々に対する支援については、様々なご意見があり、今後も議論されるべき課題もあることを前提としつつも、本県の計画としては、県内のすべての女性については、まず命や健康を守り、そして各種法制度や関係機関との連携によって、支援の内容を個別に検討していくことを目指すものです。 ・性自認が女性であるトランスジェンダーの方々への支援については「トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象 	反映困難
3	外国人女性で困難な問題を抱えた人がいるなら、それは出入国在留管理庁主導で、鳥取県が手伝う形で行うべき。		
4	外国人は出入国在留管理庁が、トランスジェンダーは人権問題として性別に関係なく対応する問題であり、「外国人」と「性自認が女性であるトランスジェンダー」は計画から外すべき。		

		者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」と記載し、他の支援対象者に配慮しつつ、当事者のニーズに応じた支援を検討していくものとしたと考えています。	
5	「早期把握のためのアウトリーチ支援及び伴走型支援の充実」について、当事者を中心に置いた支援を常に意識して、安心して相談できる体制づくりを目指して欲しい。	いただいたご意見を受けとめ、女性相談支援センターは、これまで注力してきたDV等被害者の緊急支援だけではなく、相談したくてもできない方へのアウトリーチ支援を含め、様々な困難を抱える女性一人一人に応じた相談支援を担う中核機関となるよう、支援体制づくり及び人材育成にも、改めて取り組みます。	反映済み
6	女性相談支援センターに相談して良かったと思えるよう相談技術の向上を図ってもらいたい。		
7	「地域生活の移行に向けた支援体制の強化」について、当事者は不安を抱えながら地域生活に移行していくため、移行後も不安に寄り添う視点を持ち、関係機関で支援の足並みを揃えて対応できる体制をつくってもらいたい。	いただいたご意見を受けとめ、一時保護からの地域生活移行等に当たり、支援の狭間が生じないように女性相談支援センターや市町村が中心となり、包括的支援の体制づくりに取り組みます。	反映済み

平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

令和 6 年 3 月 19 日
子ども発達支援課

平成 30 年 12 月に発生した皆成学園入所児童の死亡事案を検証する社会福祉審議会児童福祉専門分科会「児童支援部会」について、第 1 回児童支援部会を開催しましたのでその概要について報告します。

記

- 1 日 時 令和 6 年 2 月 22 日（木）午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 場 所 鳥取県庁特別会議室（鳥取市東町 1 丁目 220）
- 3 出席者 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会
加藤由利委員、菅田理一委員、田中俊幸委員、田村和宏委員、徳岡洋子委員、
前垣義弘委員、森田明美委員、渡邊大智委員
事務局
子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

4 議事概要

（議題 1）部会長の選任について

- ・互選により、田村和宏委員（立命館大学産業社会学部教授、専門分野は障がい福祉）が部会長に選出された。

（議題 2）会議及び会議結果の公開、非公開について

- ・会議は、議題 3 に個人情報が含まれるため、議題 3 以降は非公開とすることを決定した。
- ・会議結果の概要を公表することとし、個人情報の取扱いに慎重を期すため、後日、県ホームページで公開することを決定した。

（議題 3）平成 30 年 12 月に発生した鳥取県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

- ・事務局から資料に基づき説明後、質疑応答及び意見交換を行った。
- ・部会長から、各委員の意見を反映した上で、次回から論点を整理して検証していく旨の方針が示された。

【委員からの主な意見】

ア 検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等について

（意見なし）

イ 本事案の概要等について

- ・てんかん発作があるのに、どうして見守りがなかったのか、すごく不思議に思う。
- ・入浴サービス提供マニュアルでは、てんかん発作のある児童については浴槽に浸かっている時には目を離さないことになっているが、それまでも正常に入浴できていて、そんなに問題にはならないという観点からずっと見ておかなくてもよいという、それが習慣になってしまっていたのではないか。
- ・入浴支援方法の切り替えには、発達支援の視点で少しずつ育てるという面もあったと思われる。
- ・入浴中の事故を防ぐために、児童の入浴状況が把握できるような機器の設置を考えられたことはあるのか。現状はてんかんのある入所児童に常に誰かが見守りをする必要があるということになるが、技術が進歩しており、もう少し何か対策がないかと感じた。

- ・ 1号棟は自立度の高い人たちの生活の場であったので、社会に出た時に自立ができるような設備を備えていくという意味では、ユニットバスなどを環境の中で検討されていたのかどうか、その当時大きなお風呂をリスクとして認識していたのかどうか。自立度の高い人たちの生活棟の中でのお風呂の評価について、皆成学園での総括があるとよいのではないか。

ウ 本事案における課題の抽出について

- ・ 事案発生から時間が経っており、どこを問題として考えていて、どこまで改善できたのかというようなことを含めて、再発防止策と現状の課題ということを議論できればよい。
- ・ 過失の有無や損害賠償の可否をどのように検討したのかについても、今後の議論では必要な視点だと思う。
- ・ この事案に限らず、今後の課題として保護者とより良い関係を築くための対応という観点があった方がよい。
- ・ 施設の現状、子どもたちの置かれている状況に応じた必要な体制が十分に取れていなかったのではないかということも含めて、総合的な体制についても検証が必要ではないか。

(その他)

- ・ 次回は、3月25日（月）午後1時から開催することを決定した。